

**第 15 章 準備書についての環境保全の見地からの  
意見を有する者の意見の概要**

## 第 15 章 準備書についての環境保全の見地からの意見を有する者の意見の概要

埼玉県環境影響評価条例第 12 条の規定に基づき「杉戸屏風深輪地区産業団地整備事業に係る環境影響評価準備書」の縦覧を以下のとおり実施した。

縦覧期間：平成 26 年 6 月 24 日（火）～平成 26 年 7 月 24 日（木）

縦覧場所：埼玉県環境部環境政策課

埼玉県東部環境管理事務所

春日部市環境政策推進課

幸手市産業団地整備推進室

杉戸町産業団地拡張推進室

千葉県野田市環境保全課

茨城県境町生活安全課（7 月 1 日より防災安全課に課名変更）

「埼玉県環境影響評価条例」第 14 条第 1 項の規定に基づき、平成 26 年 6 月 24 日（火）から平成 26 年 8 月 7 日（木）まで、準備書に対する環境の保全の見地からの意見を受け付けたが、関係住民からの意見はなかった。